

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年1月7日(火) 16時00分～16時48分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	(欠員)
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第2号 農地移動適正化あっせんの申出について
報告事項 第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項 第4号 農地法施行規則第29条第1号による農地転用の届出について
報告事項 第5号 軽微な農地改良の届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和 顯 玲
農水産課職員	
副主査	伊藤 徳一郎

7. 会議概要

議 長

ただ今から、令和7年第1回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、7番 小田喜委員、9番 山崎委員 をお願いします。

なお、農地法第4条、5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。

説明に入る前に、担当の農水産課職員をご紹介します。農政係の伊藤副主査です。

案件は、農振農用地の除外申立てが1件です。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」に基づき、館山市長より、この原案に対する農業委員会の意見を求められたため、本日午後1時30分より小委員会を開催し、審議を行いました。

小委員会では、説明を受けた後、現地調査を行い、審議し、農地法の観点から判断した結果、除外1件について「除外はやむを得ない」という意見としました。

それでは、農水産課より、詳しい説明をお願いします。

副 主 査

農水産課農政係伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

「館山市農業振興地域整備計画の変更」について、ご説明させていただきます。

一般的に、農振農用地の除外について計画の変更を行うということになります。

館山市では優良農地を確保・保全するため「農業振興地域整備計画」

を策定し、特に農業振興を図る地域を「農用地区域」として設定しています。そのため、「農用地」から除外するためには、「農業振興地域整備計画」を変更する必要があります。

農用地除外の申立は、6月15日と12月15日の年2回となっています。今回は、令和6年12月15日に締切った農用地除外申立1件について、説明させていただきます。

農振農用地からの除外に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法において定められている要件をすべて満たすとともに、農地法による農地転用など、他法令の許認可見込みの有無を確認することが要件となります。

「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2により、「農業振興地域整備計画」を変更するときは、農業委員会の意見を聴くものとする定められています。そのため、先日、農業委員会会長に意見の提出をお願いし、本日、委員の皆様にご足労いただいた所でございます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

1枚目をめくっていただき、1ページ、農用地除外申立一覧をご覧ください。

申請者は、館山市亀ヶ原55番地 川名 正子（カワナ マサコ）さんです。

事業計画者は、同じく館山市亀ヶ原55番地 川名 潤一さん、川名 桃代さん になります。

申請地は、館山市亀ヶ原字藏敷（ゾウシキ）90番、現況地目は畑、地積は409㎡です。

土地の権利関係は使用貸借になります。事業計画は二世帯住宅の建設です。

2ページが位置図、3ページが案内図、4ページは周辺土地利用状況図で黒塗の部分が申立地になります。5ページが公図の写し、6ページが配置図及び排水経路図、7ページが平面図、8ページが立面図となっています。

申立地は、亀ヶ原地区の水田地帯に連なる住宅地域に位置しています。

現在、地権者であり申請者の川名正子さん夫婦、計画者である娘夫

婦の川名潤一さん、桃代さん、昨年誕生した孫の5人は亀ヶ原55番地に居住していますが、亀ヶ原55番地は平群川に隣接しており、台風や大雨の時には常に増水による危険に脅かされています。近年の異常気象に伴う災害級の大雨が降るときには、川からの轟音が響き、自宅周辺の土手が削り取られ崩壊する危険があり、命の不安を強く感じるとのことです。

そのような状況の中で、娘夫婦から、家族の安全を確保するとともに地域で安心して農業を継続するため、川から離れた場所に二世帯住宅を建築したいとの提案を受け、当該申立地に本事業を計画することになりました。

なお、当該申立地の北側及び西側は市道及び公衆用道路となっており、東側及び南側の農地については隣接する市道を進入路に保全管理されていることから、本申請地が計画通りに除外・転用されたとしても、引き続き、耕作可能な状況です。なお、既存の農地を分断することなく、効率的な農作業を行うために必要な連坦性を損なう虞はありません。また、将来の近隣農地の担い手への利用集積に支障を及ぼす虞也没有ありません。

同意状況としては、隣接農地の耕作者及び亀ヶ原農家組合長、亀ヶ原水利組合長から同意を受けております。また、土地改良圃場整備事業の地区外であり、安房中央ダムの受益地ではありません。

以上で農水産課の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご質問等ございますか。

質問等ないようですので、お諮りいたします。

小委員会の決定どおり、農振農用地除外の1件について、「除外はやむを得ない」としてよろしいか、賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

賛成とする者全員と認め「除外はやむを得ない」として決定いたします。

以上で農振除外関係の審議を終了します。

ここで農水産課職員は退席します。

続きまして、議事日程第2議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

主任主事

資料の 2 ページ、整理番号 1 から 4 について審議します。
事務局より説明をお願いします。

資料の 2 ページ、整理番号 1 所在地は 館山 浜通 752 番 5、登記地目、現況地目、共に畑で 111 m²の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内館山にお住いの 90 歳の方、譲受人は東京都町田市にお住いの 72 歳の方です。
事由としては、隣接する農地（整理番号 2）を互いに交換し、効率の良い農業をしたいとのことです。

整理番号 2 所在地は 館山 浜通 753 番 4、登記地目、田、現況地目、畑で 111 m²の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、東京都町田市にお住いの 72 歳の方、譲受人は市内館山にお住いの 90 歳の方です。
事由としては、隣接する農地（整理番号 1）を互いに交換し、効率の良い農業をしたいとのことです。

整理番号 3 所在地は 亀ヶ原 川間 974 番 4 外 1 筆、登記地目、田、現況地目、共に畑で合計面積 537 m²の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、南房総市にお住いの方、譲受人は南房総市にお住まいの 40 歳の方です。
事由としては、譲渡人は今後、耕作する予定がないため譲り渡します。
譲受人はこの農地を譲り受け、多肉植物を栽培し農業経営規模拡大したいとのことです。

整理番号 4 所在地は 菌 二又 1043 番、登記地目、現況地目、共に田で 571 m²の売買による所有権移転の案件です。
譲渡人は、市内菌にお住いの 75 歳の方、譲受人は市内菌にお住まいの 75 歳の方です。
事由としては、譲渡人は土地が狭く作業効率が悪いいため譲り渡します。
譲受人は所有の田に隣接するこの農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超え

ており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料3ページ、整理番号1 所在地は 北条 敷地 498 番外1筆、登記地目、現況地目、共に畑で、合計 1,192 m²の内 999 m²の案件です。

申請人は市内上野原にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、現在、教員をしているが、自己所有地に共同住宅（アパート）2棟を建て、退職後の生活の安定を図りたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第4条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年2月20日に工事着手し、令和7年9月30日に完了予定になっていま

すので、該当しないと考えられます。
該当しないと考えられます。

よって「許可相当」と判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、共同住宅2棟の申請になります。
1番委員、ご意見等ございますか。

1番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を
求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

つづきまして、議事日程第4 議案第4号「農地法第5条の規定に
よる許可申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1から3について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料4ページ、整理番号1 所在地は 館山 中坪 1458 番外1筆、
登記地目、現況地目、共に畑で合計 641 m²の売買による所有権移転の
案件です。

申請人は東京都墨田区の法人です。

転用の事由及び施設は、不動産管理を事業の1つとしており、温暖
で景観も良い当地に、共同住宅1棟を建て、会社の実績を伸ばしたい
とのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域
内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供
する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年
4月1日に工事着手し、令和7年11月30日に完了予定になっていま

すので、該当しないと考えられます

整理番号2 所在地は 那古 池 438 番、登記地目、田、現況地目、畑で 522 m²の賃貸借権設定の案件です。

申請人は東京都品川区の法人です。

転用の事由及び施設は、隣地にコンビニを出店することになり、駐車場が不足するので、申請地を来客者用及び従業員用駐車場として使用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年3月1日に工事着手し、令和7年3月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます

整理番号3 所在地は 古茂口 糍谷 824 番1、登記地目、現況地目、共に田で 1170 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は広島県広島市の法人です。

転用の事由及び施設は、太陽光発電事業を行っており、再生可能エネルギーによる電力供給とCO2排出削減に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年1月15日に工事着手し、令和7年3月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます

以上の案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

議 長

整理番号1については、共同住宅1棟を建設するための申請になり

ます。

7 番委員、ご意見等ございますか。

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

7 番委員

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

議 長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

整理番号 2 については、駐車場 12 台分を建設するための申請になります。

議 長

1 番委員、ご意見等ございますか。

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

1 番委員

該当地区の推進委員は本日 2 名とも欠席ですが、両名より「現地確認をしましたが、特に問題無いと思います。」との報告を受けています。

議 長

整理番号 3 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。

5 番委員、ご意見等ございますか。

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

5 番委員

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

議 長

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

担当推進委員

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

議 長

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第5議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料5から7ページ、整理番号1から20について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は、東長田 和田 1278 番 地目は田で、面積1,164㎡、賃貸借権の設定で、賃料は5,820円、10a当たり5,000円です。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号2 所在地は、東長田 北ノ崎 1301 番 地目は田で、面積1,648㎡、賃貸借権の設定で、賃料は8,240円、10a当たり5,000円です。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号3 所在地は、下真倉 松之木 718 番 地目は田で、面積621㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号4 所在地は、正木 西郷 365 番 地目は田で、面積2,114㎡、賃貸借権の設定で、賃料は10,570円、10a当たり5,000円です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、正木 白沼 1042 番 地目は畑で、面積1,777㎡、賃貸借権の設定で、賃料は8,885円、10a当たり5,000円です。貸付者は正木にお住まいの方外1名、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、正木 白沼 1043 番 外1筆 地目は田で、合計面積3,582㎡、賃貸借権の設定で、賃料は17,910円、10a当たり5,000円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、南条 沼田 803 番 地目は田で、面積 1,164 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、東長田 笹子 1239 番 地目は田で、面積 3,255 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は東長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、菌 平池 947 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,658 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 88.6 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者も菌の方です。設定の期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 6 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、波左間 加賀名下 28 番 地目は畑で、面積 704 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 7,500 円、10a 当たり 10,653 円です。貸付者は世田谷区にお住まいの方、借受者は波左間の法人です。設定の期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、正木 上沼 2192 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 4,278 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米（玄米）120 kg、10a 当たり 28 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者も正木の方です。設定の期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 2 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、那古 塩田 1761 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,333 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 60 kg、10a 当たり 14 kg です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 2 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、江田 榎坪 679 番 地目は田で、面積 3,000 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者も江田の法人です。設定の期間は令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、江田 南条目 659 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,880 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 58,800 円、10a 当たり 10,000 円です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者も江田の法人で

す。設定の期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号15 所在地は、正木 川田 557 番 地目は田で、面積 2,985 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は正木の方です。設定の期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間で、再設定です。

整理番号16 所在地は、小原 埋田 958 番 地目は田で、面積 1,568 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 47 kg相当額、10a 当たり 30 kg相当額です。貸付者は小原にお住まいの方、借受者も小原の方です。設定の期間は令和7年2月1日から令和10年1月31日までの3年間で、再設定です。

整理番号17 所在地は、水玉 下ノ原 385 番 1 地目は田で、面積 1,974 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 59 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者も菌の方です。設定の期間は令和7年2月1日から令和13年1月31日までの6年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号18 所在地は、正木 白沼 1022 番 地目は田で、面積 3,000 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は正木にお住まいの方、受け手は那古の方です。設定の期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号19 所在地は、正木 大芝 877番 地目は田で、面積2,974 m²、賃貸借権の設定で、賃料は14,870円、10a 当たり5,000円です。出し手は正木にお住まいの方、受け手は那古の方です。設定の期間は令和7年2月1日から令和12年1月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号20 所在地は、亀ヶ原 京田 163番 外1筆 地目は田で、合計面積4,006m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米120kg、10a 当たり30kgです。出し手は亀ヶ原にお住まいの方、受け手も亀ヶ原の方です。設定の期間は令和7年2月1日から令和17年1月31日までの10年間で、新規設定です。

以上、合計 20 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、施行後2年間の経過措置を適用

し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

説明は以上です。

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

議 長

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 8 から 9 ページ、整理番号 1 から 11 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は、正木 西郷 365 番 地目は田で、面積 2,114 m^2 について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号 2 所在地は、正木 白沼 1042 番 地目は畑で、面積 1,777 m^2 について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号 3 所在地は、正木 白沼 1043 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,582 m^2 について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号 4 所在地は、下真倉 松之木 718 番 地目は田で、面積 621 m^2 について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号 5 所在地は、東長田 和田 1278 番 地目は田で、面積 1,164 m^2 について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号6 所在地は、西長田 楠木 1343 番 地目は田で、面積 1,260 m²について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号7 所在地は、西長田 楠木 1345 番 地目は田で、面積 1,219 m²について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号8 所在地は、東長田 北ノ崎 1301 番 地目は田で、面積 1,648 m²について、合意解約が成立、解約理由は、他の者に貸すためです。

整理番号9 所在地は、南条 沼田 803 番 地目は田で、面積 1,164 m²について、合意解約が成立、解約理由は、貸借の条件変更のためです。

整理番号10 所在地は、大井 大溝 1689 番 地目は田で、面積 1,895 m²について、合意解約が成立、解約理由は、他の者に貸すためです。

整理番号11 所在地は、大井 大溝 1687 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,854 m²について、合意解約が成立、解約理由は、他の者に貸すためです。

説明は以上です。

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

議 長

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の10ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の10ページ、整理番号1 所在地は 上真倉 新堀 2265 番、登記地目、現況地目、共に田で 757 m²です。

申出者は南房総市にお住まいの方です。

申出理由は、農業をやっておらず、耕作する予定がないため処分したいということです。

説明は以上です。

す。

資料の 18 ページ、整理番号 1 所在地は 沼 見余 105 番 1、登記地目、現況地目、共に田で申出面積は 792 m²の内 49 m²です。

届出人は市内沼にお住まいの方です。

届出事由は、農地管理用の駐車場として利用したいとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 5 号「軽微な農地改良の届出について」を報告します。

資料の 19 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

「軽微な農地改良の届出」とは、農地を土砂で埋立しようとする場合、面積が 500 m²以上、かつ土量が 250 m³以上の場合は、一時転用の許可が必要となりますが、それ以下の場合は「届出」でよいこととなっています、

資料 19 ページ、整理番号 1、所在地は 亀ヶ原 苗代町 603 番 1、登記地目、現況地目共に田で、面積は 465 m²です。

届出人は市内亀ヶ原の方です。

届出事由は、50 cm盛土して大豆を作付けるとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 5 号の報告を終わります。

以上で、第 1 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦勞様でした。

閉 会

16 時 48 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田 恒雄

館山市農業委員会委員

小田喜 承示

館山市農業委員会委員

入崎 日吉

